

難治性の肝・胆道疾患に関する調査研究

「難治性の肝・胆道疾患に関する調査研究」
運営委員会規程

(目的)

第1条

厚生労働科学研究費補助金難治性疾患政策研究事業「難治性の肝・胆道疾患に関する調査研究」班（以下、本研究班）では、本研究班が保有するレジストリを活用した病態解明および治療法の開発に関する研究（以下、本研究）に関する適切な運営と、第三者機関への試料・情報の提供について検討するため、本研究の運営委員会（以下、本委員会）を置く。

(任務)

第2条

本委員会は、別途定める「疾患レジストリの利活用に関する規定」に則り、以下の各号に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 本研究の管理・運営に関すること
- (2) 本研究を通じて得られた試料・情報の利活用に関すること
- (3) その他、研究遂行に関すること

(組織)

第3条

本委員会は、本研究班の研究代表者・研究分担者会議と同一組織であり、議長および研究分担者を含む委員から構成される。

(議長)

第4条

- 本委員会の議長は、本研究班の研究代表者が兼務する。
- 2 議長は本委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 議長が職責を全うできない状況では、議長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員)

第5条

委員は、以下に掲げる者から、議長が指名する。

- (1) 本研究の共同研究者
- (2) その他、議長（または本委員会）が必要と認めた者

(任期)

第6条

- 議長および委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の議長および委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(本委員会の開催)

第7条

本委員会は、本研究班の総会の開催に合わせて年1～2回開催する。ただし、議長が必要と認めたときには臨時開催、または会議を開催せずメール等で審議を行うことができる。

- 2 本委員会の定足数は、委員の過半数以上の出席によるものとする。
- 3 議長は、必要に応じて書面またはメールでの決議を求めることができる。
- 4 本委員会の決議は、出席委員の過半数で決するが、可否同数の場合には、議長の決するところとする。
- 5 本委員会では、決議について議事録を作成する。議事録には「開催日時・場所」、「出席者」、「議題」の内容を含む。

(倫理指針)

第8条

本研究を通じて得られた試料・情報の利活用は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に準拠して実施されるものとする。

(改廃)

第9条

本規約の改廃案は、本委員会により決議される。

(補則)

第10条

本規約に定めるものの他、本委員会の運営に関して必要な事項は、本委員会の定めるところによる。

附則1. 本規程は令和6年6月1日より施行する。